

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、次のとおり県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきたところですが、今後も継続して、情勢に応じた対応を図ってまいります。

1 令和元年度の対応

(1) 県立学校及び市町村立学校への対応について

- 1月16日に、県内で国内初となる感染者確認の報告を受け、手洗い、うがい、咳エチケット等の、通常の感染症予防対策を確認するほか、児童・生徒等の健康観察を強化することなどを、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼した。
- 1月24日に、文部科学省から、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について通知があり、同通知の内容を踏まえ、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケット等、感染症対策の適切な対応をとるとともに、「神奈川県新型コロナウイルス肺炎、専用ダイヤル」開設の周知などを、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼した。
- 1月28日に、文部科学省から、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について通知があり、同通知の内容を踏まえ、当該感染症に罹患した児童・生徒等があるときは、治癒するまで出席停止とできることなどを、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼した。
- 2月5日に、文部科学省から、高等学校入学者選抜等について、必要に応じ志願者や保護者に新型コロナウイルスに関する情報提供等に努めることや、感染者又は感染が疑われる者への受検機会を確保する観点から追検査の実施などについて検討を依頼する旨の通知があり、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- 2月6日に、入学者選抜等で県立学校への来校者が増加することなどを踏まえ、手洗い、うがい、マスクを着用しての咳エチケットなどの感染症予防対策の再度の確認、児童・生徒等の健康観察の引続きの実施、また、来校者等への対応として玄関等への消毒液設置などの衛生管理に努めることなどについて、県立学校に通知した。
- 2月12日に、令和2年度の高等学校入学者選抜等において、2月に実施する検査の志願者が新型コロナウイルス感染症と診断されるなどして、2月の検査を受検できない状況が生じた場合には、希望者に対して3月に追加の検査を実施することとし、その旨を記者発表した。
- 2月18日に、文部科学省から、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること、日常の健康管理や発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応など、学校における新型コロナウイルス感染症対策のポイントをまとめた通知があったことから、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- 2月21日に、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されていること、航空機等での移動は渡航生徒の健康が憂慮されることから、令和2年3月中に実施を予定していた、姉妹校交流や海外派遣などの事業を中止することとし、県立高等学校あて通知した。

- 2月21日に、文部科学省から、2月5日に県立学校等に周知した、高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について、都道府県衛生部局等から学校の臨時休業の要請等があった場合には入学者選抜試験の延期等について検討するよう追加で通知があり、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- 2月26日に、県くらし安全防災局長等から、「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」が通知されたことを受け、当面の間における県教育委員会及び学校主催の行事や授業実施に当たっての考え方などを「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針」として取りまとめ、県立学校を含む教育委員会各所属に通知するとともに、全市町村教育委員会にも参考送付した。

【取組方針の基本的な考え方】

ア 学校が行う児童・生徒等が参加する行事等

(ア) 不要不急の行事等は原則、延期

(イ) 延期が不可能な場合、中止または代替手段へ切り替え

(ウ) 不要不急の行事等ではなく、指導上の観点から延期や中止、代替手段への切り替えが不可能な場合、規模縮小等を検討

イ 社会教育施設が行う行事等

(ア) 「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（令和2年2月18日付けくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長通知）」どおり

(イ) 児童・生徒等が対象の場合は、アの（ア）、（イ）による

- 2月26日に、文部科学省から、児童・生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等についての通知があり、同通知の内容を踏まえ、県教育委員会として、児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応を定め、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも参考送付した。また、文部科学省から、学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方についての通知があったことを受け、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会に対しても周知を依頼した。
- 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

中国から帰国した児童・生徒等への対応等について

- 1月27日に、文部科学省から、中国・武漢に滞在する日本人を帰国させるためのチャーター機の派遣に伴い、外務省が実施する帰国希望者調査への協力依頼があり、県立学校及び政令市を除く市町村教育委員会に対し周知を依頼した。

- ・ 1月28日に、文部科学省から、中国・湖北省に修学旅行等で滞在している児童・生徒等の氏名等の情報提供等について依頼があり、県立学校及び政令市を除く市町村教育委員会に対し、情報提供を依頼した。
- ・ 1月30日に、文部科学省から、中国から一時帰国した児童・生徒等について、入国から2週間の間に発熱や呼吸器症状が出た場合の対応や、就学援助等の扱い、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように児童・生徒等の人権に十分配慮することなどについての通知があり、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- ・ 2月7日に、文部科学省から、一時帰国によって日本人学校と学籍が二重になること等を理由に、一部において学校への受入れが許可されない事例が発生しているとして、居住実態に基づいて学齢簿を編製するなどの柔軟な対応により、速やかに学校に受入れるよう通知があったことを受け、同通知の内容を、県立学校に周知するとともに、政令市を除く市町村教育委員会にも周知を依頼した。
- ・ 2月19日に、他県において感染が確認された方の治療にあたっている病院や、帰国した方々を受け入れた宿泊施設に勤務する方の子どもがいじめに遭うという事案が発生したことから、改めて、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童・生徒等の人権に十分配慮することや、スクールカウンセラー等の活用により組織として中国から帰国した児童・生徒に対する心のケアを行うことなどについて、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を依頼した。

(2) 県立社会教育施設の対応について

- ・ 1月24日に、職員等に対する咳エチケットや手洗い等の感染症対策の推奨及び、利用客や職員等に咳や発熱等の症状がある場合のマスク着用や医療機関への受診を勧めることを依頼するとともに、「神奈川県新型コロナウイルス肺炎専用ダイヤル」の開設などについて周知した。
- ・ 1月28日に、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定されることに伴い、指定後は、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供等が実施可能となることなどについて周知した。
- ・ 1月29日に、利用客向けの注意喚起ポスターの活用を依頼した。
- ・ 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(県立の図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料)による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、県立金沢文庫は、改修工事のため休館)
- ・ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。(県立の図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(県立の図書館は、サービスの一部を継続)

2 令和2年度の対応（8月31日時点）

（1）県立学校及び市町村立学校への対応について

- 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。あわせて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

- 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下のアからウのとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。あわせて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

ア 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

イ 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

ウ 臨時休業終了後の県立学校の再開に当たっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

- 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ2へ移行）されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン（高等学校・中等教育学校）」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下のア及びイのとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び中等教育学校に通

知した。

ア 「分散登校Ⅱ」（6月22日～27日）及び「時差短縮Ⅰ」（6月29日～7月4日）までは、当初の予定のとおりとする。

イ 「時差短縮Ⅱ」（7月6日～8月29日）の期間中である、7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

- 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下のアからエのとおり策定し、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

ア 現時点で予定通り7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。

イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。

ウ 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。

エ 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

- 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下のアからオのとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

ア 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表

の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- イ 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- ウ 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- エ 県立中等教育学校入学者決定検査における適性検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- オ 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動（与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。
- 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下のアからケの内容について各県立学校に通知した。あわせて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。
 - ア 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。
 - イ 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
 - ウ 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
 - エ 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
 - オ 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
 - カ 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。

- キ 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
 - ク 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
 - ケ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。
- ・ 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

- ・ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。
- ・ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下のア及びイのとおり県立学校に通知した。
なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

ア 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

イ 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事

情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

(2) 県立社会教育施設の対応について

- ・ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（県立の図書館は、サービスの一部を継続）
- ・ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、県立の図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。
- ・ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、県立の図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。
- ・ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下のアからウのとおり段階的に再開館することとした。

ア 県立図書館及び県立川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

イ 県立歴史博物館、県立金沢文庫（一部）、県立近代美術館（一部）については、6月9日から再開館する。

ウ 県立生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

- ・ 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

※ 以上の対応に係る「点検・評価」は、今後の対応を含め、来年度に実施する予定です。

【参考】 新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の予算措置等について

1 県立学校における対応状況

時期	内容		予算額	
臨時 休業中 (3/2～)	感染症 対策	感染拡大防止対策のためのマスク・消毒液等の購入【4補】	2億4,758万円	
	学習 支援	臨時休業中の学習機会への対応（GIGAスクールの推進） 【4補】	3億2,858万円	
	家計 支援	家計が急変した生徒に対する学習機会の保障 （高校生等奨学給付金等）	既決予算対応	
		臨時休業に伴う修学旅行、姉妹校交流事業等キャンセル料 【4補】	4,670万円	
	その他	特別支援学校における給食キャンセル料の補填【当初その2】	1,661万円	
学校 再開 (6/1～)	感染症 対策	感染症対策用品など学習環境の整備に必要な経費【6補】 （サーモグラフィー等）	5億3,223万円	
		特別支援学校生徒の通学環境対策の実施【4補、6補】 （ジャンボタクシー）	6,809万円	
	学習 支援	補充のための授業に係る非常勤講師等の任用【4補】 （夏季4週間）	4億1,651万円	
		補習等を実施するための学習指導員の配置【4補、6補】 （ハイスクール人材バンク）	8,400万円	
	心の ケア	臨時休業により不安定な精神状態にある生徒への対応するため、 学校再開後1カ月のスクールカウンセラーの追加配置 【4補】	751万円	
	家計 支援	高校生等奨学給付金【6補】 （オンライン学習に係る通信料の上乗せ）	1億1,272万円	
		修学旅行、姉妹校交流事業等キャンセル料【6補】	1億8,245万円	
	その他	夏季休業期間中の特別支援学校における授業実施に向けた給 食実施委託【4補】	1,242万円	
		夏季休業期間中の特別支援学校における送迎用スクールバス 委託【4補】	1億 289万円	
		暑さ対策としての扇風機等の購入	既決予算対応	
		全国大会代替大会開催事業費補助【6補】	1,000万円	
		県立特別支援学校給食緊急奨励費【6補】	300万円	
	合計			21億7,135万円

2 市町村立学校等への対応状況

時期	内容		予算額
臨時 休業中	学習	朝のTVホームルーム	既決予算対応
	支援	GIGAスクールの推進に係る事務指導費【4補】	200万円
学校 再開	感染症 対策	公立幼稚園マスク等購入費補助【4補、6補】	2,461万円
	学習 支援	教員の追加配置【6補】 ※政令市を除く	4億3,309万円
		補充のための授業に係る非常勤講師等の任用【4補】 (夏季4週間) ※政令市を除く	1億7,203万円
		スクールサポートスタッフの配置【4補、6補】 ※政令市を除く	5億2,510万円
		補習等を実施するための学習指導員の配置【4補、6補】 ※政令市を除く	22億1,782万円
	心の ケア	臨時休業により不安定な精神状態にある児童・生徒への対応す るため、学校再開後1カ月のスクールカウンセラーの追加配置 【4補】 ※政令市を除く	2,780万円
		臨時休業により不安定な精神状態にある児童・生徒への対応す るため、学校再開後1カ月のスクールソーシャルワーカーの追 加配置【4補】 ※政令市・中核市を除く	495万円
臨時休業における生活の変化等における不安や不登校等の対応 にかかる、フリースクールとの連携強化【4補】		2,217万円	
合計			34億2,960万円

3 県立社会教育施設における対応状況

時期	内容		予算額
施設 再開	感染症 対策	感染拡大防止対策のためのマスク・消毒液等の購入	既決予算対応

4 県教育委員会事務局における対応状況

時期	内容		予算額
随時	感染症 対策	職員厚生管理費（消毒液等）	既決予算対応
	その他	内定取消者等緊急雇用事業費	

※ 各表中の金額は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

※ 既決予算対応：随時執行

当初その2：4月1日以降執行

4補：4月補正予算、4月24日以降執行

6補：6月補正予算（その2）、7月10日以降執行

※ このほか、各県立学校では、感染拡大防止対策のために必要な物品については、当初予算の維持運営費など既決予算の中で必要に応じて執行できるように措置している。これにより、消毒作業用の使い捨て手袋やフェイスシールド等を購入し、活用している。